

▶ 使用条件、使用料

条 件	区 分	使用料
雄武町に住所または本籍を有している、もしくは、有していた親族の焼骨および改葬焼骨の埋蔵を希望する人	焼骨 1 体	10,000 円
	焼骨 3 体以上	30,000 円
申請者が雄武町に住所を有していて、雄武町に住所または本籍を有したことの無い親族の焼骨および改葬焼骨の埋蔵を希望する人	焼骨 1 体	20,000 円
	焼骨 3 体以上	60,000 円
生前予約を希望する人(雄武町に住所を有している 65 歳以上の人)	1 件	10,000 円

※使用料以外に必要な費用はありません。(管理料などかかりません。)

※生前予約とは、生前にご自身で合葬墓への納骨の許可を受け、亡くなった後、納骨の許可を受けた際に届け出していた主宰者(近親者など)に納骨してもらうものです。

▶ 使用時に同意が必要な範囲

区 分	同意を要する範囲	
埋蔵者に配偶者がいる場合	子どもがいる	埋蔵者の配偶者および埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の配偶者
埋蔵者に配偶者がいない場合	子どもがいる	埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の父母および埋蔵者の兄弟姉妹全員

▶ 申請に必要な書類

(1) 焼骨および改葬焼骨の埋蔵を希望する場合

- ・死体火葬許可証または改葬許可証
- ・合葬墓使用許可申請書
- ・合葬墓埋蔵同意書兼承諾書

(2) 生前予約を希望する場合

- ・合葬墓使用許可申請書
- ・合葬墓埋蔵同意書兼承諾書
- ・合葬墓埋蔵主宰者選定(変更)届

※必要に応じて、同意書の範囲を確認する場合など戸籍証明や住民票の提出を求める場合があります。

▶ 納骨の方法など

- ・埋葬できる期間は、4月から11月までの積雪のない期間で役場開庁日の9時から16時までです。
- ・埋葬は使用者の手により焼骨を骨箱・骨壺から取り出して合葬墓の投入口から行います。
- ・焼骨以外の副葬品などを納めることはできません。
- ・一度、埋葬された焼骨を改葬することはできません。
- ・町で焼骨を預かることはできません。

▶ 使用上の注意

- ・合葬墓に納骨する際は、骨壺や骨箱から焼骨を取りだして納骨するため、一度納骨した焼骨は取り出すことはできません。ご家族、親族の方々と十分話し合いをして皆さんが同意したうえで利用してください。
- ・合葬墓は一つのお墓に宗教や血縁など関わらず、複数の人のお骨を一緒に納める合葬式のお墓であるため、町で祭事などは行いません。なお、使用者個人が祭事を行うことはできます。
- ・供物などは必ずお持ち帰りください。

☎ 町民生活課環境衛生係

☎ 84 - 2121 (内線 225)

e-mail : kankyo@town.oumu.hokkaido.jp



雄武町合葬墓 概要

場所

雄武墓地

雄武町字雄武1566番地1

埋葬予定数

1000体

完成

令和2年11月

供用開始

令和3年4月

町では昨年、雄武町墓地敷地内に「雄武町合葬墓」を整備しました。

これは、お墓の管理が困難な人などが増えている背景を受け整備したもので、定められた区画を使用し、個人単位で建立する従来のお墓とは異なり、一つのお墓に多くの方々の遺骨を埋葬する合葬式のお墓となっています。

雄武町合葬墓 4月から供用開始

今月号では、4月に供用開始となるこの合葬墓について、使用条件や申込方法、留意事項などについてお知らせします。

なお、町では、4月供用開始の前から事前相談を受け付けています。不明な点や事前に確認しておきたいことがございましたら、電話やメール、窓口にて問い合わせください。